

## 競争的研究費等に係る不正防止計画の基本方針について

令和3年9月22日

宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、不正防止計画を策定するにあたり、以下のとおり基本方針を定める。

1. 不正防止計画の責任体制を明確にし、ホームページ等で公表する。
2. 関係教職員に対して、コンプライアンス教育を実施し、定期的な啓発活動を行う。
3. 不正防止計画を推進する部署を設置し、不正防止計画を策定するとともに、不正発生要因の把握を行う。
4. 予算の執行について、発注・検収・支出等、適正に行う体制を構築する。
5. 競争的研究費等の不正防止の取組を、ホームページ等で公表する。
6. 競争的研究費等を適正に管理・運営するため、モニタリング体制を整備し、監査体制の充実・強化を図る。